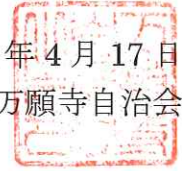


平成23年4月17日

万願寺自治会



自主防災会内規

第1条 (名称)

この会は、万願寺自治会自主防災会（以下「本会」という）と称する。

第2条 (目的)

本会は、相互扶助の精神に基づき、住民による自主的な防災活動を行うものとし、災害（火災、地震、風水害等）発生時に対応するとともに、被害の未然防止に努め、もって自治会内住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第3条 (組織)

- ① 本会は、万願寺自治会員及びその家族（以下「会員」という）をもって構成する。
- ② 本会に防災活動の種類毎に専門に対応する班（以下「専門班」という）を組織する。
- ③ 本会の事務所は、会長宅又は会長の指定する場所に置く。

第4条 (事業)

1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害発生時における情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食等に関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 防災資器材の備蓄に関すること。
- ⑤ 災害予防活動に関すること。
- ⑥ その他、本会の目的達成のために必要な活動に関すること。

第5条 (防災計画)

- 1 本会は、災害による被害の未然防止及び軽減を図るための計画（以下「防災計画」という）を作成し実行する。
- 2 防災計画は、前条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第6条 (役員)

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 班長 | 若干名 |
| (5) 顧問 | 若干名 |

第7条（役員を選出及び任期）

選出方法は次のとおりとする。

- ① 会長は自治会長を持って充て。
- ② 副会長、会計、班長、顧問は会長が指名する。
- ③ 役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。但し、再任することができる。
- ④ 欠員が生じた場合の第③項の者の仕期は、前任者の残任期間とする。
- ⑤ 任期終了において、後任者が決定されるまで間が生じた場合は、前任者が任務を行う。

第8条（任務）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 会計は、会計事務を行う。
- 4 班長は、副会長の元で、その職務を行う。
- 5 顧問は、本会の事業に関することに意見を述べる。

第9条（班の設置）

本会は、第4条の事業を遂行するために次の班を置く。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 情報処理班 | (4) 避難誘導班 |
| (2) 防火班 | (5) 給食給水班 |
| (3) 救出救護班 | (6) 避難所運営班 |

第10条（会議）

本会は、総会及び役員会を開催する。また、必要に応じてその他会議を開催することが出来る。

第11条（総会）

- ① 総会は、会員をもって構成する。但し、自治会総会をもってこれに代えることが出来る。
- ② 総会は、年一回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
- ③ 総会は、会長が招集する。
- ④ 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃に関する事。
 - (2) 防災計画の策定に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) その他、総会で審議が必要と認め事。
- ⑤ 会議の議決は、出席者の過半数で決するものとする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ⑥ 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することが出来る。

第12条（役員会）

- 1 役員会は、会長が特に必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。
- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - ① 総会に提出する事項

② 総会から委任された事項

③ その他、必要な事項

第13条（会計）

1 本会の会費及び本会の運営に要する経費は、自治会総会の議決を経て別に定める。

2 本会の会計年度は、自治会会計年度と兼ねる。

第14条（監査）

1 本会の会計監査は、自治会会計監査と兼ね毎年1回、自治会会計監査役が行う。

附則

この内規は、平成23年4月17日から施行する。